

議案第 18 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和３６年宇治市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１６条の５中「、６１０，０００円」を「、６３０，０００円」に改める。

第１６条の１０中「、１６０，０００円」を「、１７０，０００円」に改める。

第２３条第１項第２号中「２８０，０００円」を「２８５，０００円」に改め、同項第３号中「５１０，０００円」を「５２０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和元年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。